

弁理士法施行規則の一部を改正する省令案について

令和 7 年 7 月
特 許 庁

1. 省令案の趣旨

本省令案では、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会の検討に基づき、適切な試験運営のため、弁理士法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 411 号。以下「弁理士法施行規則」という。）の一部の改正を行う。

2. 省令案の概要

弁理士試験の論文式筆記試験のうち選択科目試験は、経済産業省令で定める技術又は法律（工業所有権に関する法令を除く。）に関する科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目について行われている（弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）第 10 条第 2 項第 2 号）。

経済産業省令で定める科目は、弁理士法施行規則に規定されており、技術系 5 科目（「理工Ⅰ（機械・応用力学）」～「理工Ⅴ（情報）」）と法律系 1 科目（「法律（弁理士の業務に関する法律）」）の合計 6 科目とされている。さらに、その 6 科目それぞれに応じて選択問題が定められており、受験者は 6 科目の選択問題の合計である 15 の選択問題から 1 つを選択して選択科目を受験する。

選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験選択科目の現在 15 ある選択問題について、各科目の基礎的な分野への統合及び他の選択問題において技術的知識を測ることで代替できる選択問題の廃止を行い、選択問題を 9 とする見直し（統合・廃止）を行う。

3. スケジュール（予定）

公布日：令和 7 年 10 月

施行日：令和 9 年 1 月